

- ④ 利用できる期間 …生後57日目から原則3歳になるまで（3歳の誕生日の前々日の属する月の末日まで）で、保育を必要とする期間（給付認定の有効期間）利用できます。
※利用開始後に、保育を必要とする事由が変更となり、給付認定の有効期間が変更となった場合は、その期間に応じて利用期間も変更となります。また、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、給付認定の取消しとともに、保育を利用することができなくなります。
- ⑤ 給食 …給食を提供します。（主食及び副食）
- ⑥ 送迎 …保護者が責任を持って行ってください。
お子さんが急に発熱したり体調が悪化した場合は、迎えに来ていただくことがあります。
- ⑦ 対象施設 …P13以降の「14 北九州市内保育所 施設一覧」をご確認ください。

小規模保育

※定員6人以上19人以下で家庭的保育に近い雰囲気で行います。

- ① 対象となる子ども …**3号認定**（満3歳未満）
- ② 開所日 …月曜日～土曜日
※ただし、祝休日及び12月29日～翌年1月3日は休み。
- ③ 開所時間 …原則、11時間（各事業者によって異なります。）
- ④ 利用できる期間 …概ね生後6か月から原則3歳になるまで（3歳の誕生日の前々日の属する月の末日まで）で、保育を必要とする期間（給付認定の有効期間）利用できます。
※利用開始後に、保育を必要とする事由が変更となり、給付認定の有効期間が変更となった場合は、その期間に応じて利用期間も変更となります。また、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、給付認定の取消しとともに、保育を利用することができなくなります。
- ⑤ 給食 …給食を提供します。（主食及び副食）
- ⑥ 送迎 …保護者が責任を持って行ってください。
お子さんが急に発熱したり体調が悪化した場合は、迎えに来ていただくことがあります。
- ⑦ 対象施設 …P13以降の「14 北九州市内保育所 施設一覧」をご確認ください。

事業所内保育

※定員が20人以上の保育所型事業所内保育と、定員が19人以下の小規模型事業所内保育があり、会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。

- ① 対象となる子ども …**3号認定**（満3歳未満）
- ② 開所日 …月曜日～土曜日
※ただし、祝休日及び12月29日～翌年1月3日は休み。
- ③ 開所時間 …原則、11時間（各事業者によって異なります。）
- ④ 利用できる期間 …概ね生後6か月から原則3歳になるまで（3歳の誕生日の前々日の属する月の末日まで）で、保育を必要とする期間（給付認定の有効期間）利用できます。
※利用開始後に、保育を必要とする事由が変更となり、給付認定の有効期間が変更となった場合は、その期間に応じて利用期間も変更となります。また、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、給付認定の取消しとともに、保育を利用することができなくなります。
- ⑤ 給食 …給食を提供します。（主食及び副食）
- ⑥ 送迎 …保護者が責任を持って行ってください。
お子さんが急に発熱したり体調が悪化した場合は、迎えに来ていただくことがあります。
- ⑦ 対象施設 …P13以降の「14 北九州市内保育所 施設一覧」をご確認ください。

13 各種保育事業のご案内

延長保育

- 対象となる子ども …保育所、認定こども園（保育部分）、地域型保育（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育）の利用者（**2号認定**・**3号認定**）
- 内容 …保護者のやむを得ない事情により、保育必要量に応じた保育を利用できる時間帯（P3「4 保育を利用できる時間帯」参照）を超えて保育が必要となる場合は、利用中の施設や事業者にて延長保育を利用することができます。
【保育標準時間の方】通常の保育時間（保育所の場合は18時以降）を超えて保育を利用する必要がある場合は、延長保育の利用となります。
【保育短時間の方】各施設や事業者が設定した受入時間帯（8時間）を超えて、保育を利用する必要がある場合は、延長保育の利用となります。

<延長保育の時間帯及び実施施設>

- 保育所の場合、延長保育を利用すると、19時までの必要とする範囲で、保育を受けることができます。
※三萩野保育園（小倉北区）、あじさい保育所（八幡西区）のみ、20時までの延長保育に対応します。
 - 18時以降の延長保育に対応できない施設や事業者もあります。
 - 18時以降の延長保育に対応する保育所については、P13以降の「14 北九州市内保育所 施設一覧」をご確認ください。
 - 18時以降の延長保育に対応する保育所は、7時から開所しています。（一部保育所を除く。）
- ※各施設や事業者が設定する開所（園）時間（保育短時間受入時間帯含む）、延長保育開所（園）時間は、施設・事業者によって異なります。詳しくは、各区役所保健福祉課又は各施設・事業者にご確認ください。

<利用手続き及び料金について>

- 延長保育の利用手続きは、給付認定申請及び保育の利用の申込みとは別に行う必要があります。また、通常の保育料とは別に、延長保育の利用料が必要となります。
※延長保育の利用手続き及び利用料の詳細については、各区役所保健福祉課又は各施設・事業者にご確認ください。

一時保育

- 対象となる子ども …保育所、認定こども園、地域型保育（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育）及び幼稚園に在籍していない小学校就学前子ども。給付認定は必要ありません。
- 内容 …家庭での保育が一時的に困難になった場合に、保育所で保育します。
【断続的保育サービス】保護者の短期の仕事などの場合（週3日を限度に利用可能）
【緊急保育サービス】保護者の病気、出産などの場合（利用する日から14日を限度に利用可能）
【育児リフレッシュ保育サービス】保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担の解消（週3日を限度に利用可能）
- 利用時間 …9時～17時
- 利用手続き及び料金 …利用の申込みは、お住まいの区の区役所保健福祉課にて受付けています。利用料が必要です。
（利用料が無償化の対象となる場合があります。詳しくは各区役所保健福祉課にお問い合わせください。）
- 実施施設 …P13以降の「14 北九州市内保育所 施設一覧」をご確認ください。

※認定こども園の一時保育の利用手続き及び利用料等の詳細については、各園にご確認ください。